

営 業 規 則

高千穂あまてらす鉄道株式会社

2025 年 4 月 1 日 制定

目 次

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 適用範囲
- 第3条 用語の意味
- 第4条 料金前払の原則
- 第5条 契約の成立時期
- 第6条 カート乗車等の制限または停止
- 第7条 期間の計算方法

第2章 アトラクション営業

- 第8条 入場券・乗車券・入館券の購入および所持
- 第9条 入場券・乗車券・入館券の発売時間および発売箇所
- 第10条 入場券・乗車券・入館券の種類
- 第11条 入場券・乗客・入館者の区分
- 第12条 入場料・乗車料金・資料館入館料
- 第13条 団体客の申し込み
- 第14条 団体客の予約
- 第15条 団体客の区分
- 第16条 団体予約の解除
- 第17条 入場券・乗車券・入館券使用の条件
- 第18条 入場券・乗車券・入館券が無効となる場合
- 第19条 入場券・乗車券・入館券の改札
- 第20条 無札乗客に対する入場料・乗車料金・入館料および割増料金の収受
- 第21条 運転上の都合等による場合の料金の払い戻し
- 第22条 気動車運転体験の申込者の要件
- 第23条 気動車運転体験の料金
- 第24条 気動車運転体験予約の解除

第3章 手回り品

- 第25条 持ち込み禁制品

第4章 営業規則の変更

第26条 定型約款

第27条 定型約款の変更

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、高千穂あまてらす鉄道株式会社(以下「社」という)の事業について合理的な取扱方法を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 社による事業については別に定める場合を除き、この規則を適用する。

(用語の意味)

第3条 この規則において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- (1)「駅構内」とは、高千穂駅構内をいう。
- (2)「入場者」とは、高千穂駅構内に入場する人をいう。
- (3)「入場料金」とは、高千穂駅構内に入場するための料金をいう。
- (4)「乗客」とは、有効な乗車券を所持してカートに乗車する人をいう。
- (5)「乗車料金」とは、高千穂駅構内への入場料 100 円を含んだものをいう。
- (6)「入館者」とは、有効な入館券を所持して資料館に入館する人をいう。
- (7)「入館料金」とは、高千穂駅構内への入場料 100 円を含んだものをいう。
- (8)「カート」とは、グラウンド・スーパーカートをいう。

(料金前払の原則)

第4条 駅構内入場・カート乗車・資料館入館の契約申し込みを行おうとする場合、入場者・乗客・入館者は現金等をもって所定の料金を提供するものとする。ただし、社において特に認めた場合については後払いとすることができる。

(契約の成立時期)

第5条 駅構内入場・カート乗車・資料館入館の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場者・乗客・入館者が所定の料金を支払い、その契約に関する証票の交付を受けたときに成立する。

(駅構内入場・カート乗車・資料館入館等の制限または停止)

第6条 駅構内入場・カート乗車・資料館入館の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 入場券の販売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止
- (2) 乗車券の販売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止

(3) 入館券の販売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止

(期間の計算方法)

第7条 乗車券・入館券の通用期間は発行の当日限りとする。

第2章 アトラクション営業

(入場券・乗車券・入館券の購入および所持)

第8条 入場券・乗車券・入館券の購入および所持については下記の各号に定めるところによる。

- (1) 入場者は別に定める場合を除いて、その乗車に有効な入場券を購入し、これを所持しなければ入場することが出来ない。
- (2) 乗客は別に定める場合を除いて、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければ乗車することが出来ない。
- (3) 入館者は別に定める場合を除いて、その乗車に有効な入館券を購入し、これを所持しなければ入館することが出来ない。

(入場券・乗車券・入館券の発売時間および発売箇所)

第9条 入場券・乗車券・入館券は、営業時間中の高千穂駅において発売する。

(入場券・乗車券・入館券の種類)

第10条 入場券・乗車券・入館券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通入場券
- (2) 普通乗車券
- (3) 普通入館券

(入場者・乗客・入館者の区分)

第11条 乗車料金・入館料は、次に掲げる年齢別の区分によって、この規則に定めるところにより収受する。

- (1) 大人 16歳以上のもの
- (2) こども 7歳以上16歳未満のもの
- (3) 未就学児 1歳以上6歳以下のもの

(入場料金・乗車料金・入館料金)

第12条 入場料金・乗車料金・入館料金は、次のとおりとする。

区分	入場料金 (円)
大人	100
こども	100
未就学児	100

区分	乗車料金 (円)
大人	2,000
こども	1,300
未就学児	700

区分	入館料金 (円)
大人	1,000
こども	600
未就学児	300

区分	乗車+入館セット (円)
大人	2,500
こども	1,600
未就学児	800

(団体客の申し込み)

第13条 団体客の予約をする場合、その人員・乗車時間等の必要事項を記載した書面等を提出して、申し込みを行うものとする。申込期限は催行日の2か月前とし、社が提示した日時に限り、予約を受け付ける。また、団体客の予約については原則として旅行会社を通じて行うものとする。

(団体客の予約)

第14条 旅行会社から前条の規定による団体客予約の申し込みを受けた場合、社において特段の支障がない限り、団体客の予約を引受ける。その場合、社は乗車する号車を指定することができ、団体客は当該指定の号車に乗車をする。

(団体客の区分)

第15条 団体客の予約は 15 人以上 30 名以内の人数にて受付ける。予約人数が 15 名未満もしくは 31 名以上の場合、社で協議の上、業務上支障がない場合に限り、予約を受付けるものとする。

(団体予約の解除)

第16条 団体予約の申込者が、団体予約の全部を解除した場合、次の各号に該当する違約金を支払うものとする。ただし、申込者もしくは社が、天変地異、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、政府行為、疫病・感染症の流行その他不可抗力により、予約の全部又は一部を履行できない場合は、相手方に対して、その責任を負わない。

(1) 予定日の当日に解除した場合、料金の 100%。

(入場券・乗車券・入館券使用の条件)

第17条 入場券・乗車券・入館券は 1 券片をもって、1 人が 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用する場合に限り有効とする。

(入場券・乗車券・入館券が無効となる場合)

第18条 入場券・乗車券・入館券は次の各号に該当する場合は無効とし、回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 券面表示事項を塗り消し、または改変したものを使用したとき
- (3) その他、乗車券・入館券を不正の手段として使用したとき。

(乗車券・入館券の改札)

第19条 乗車券・入館券の改札については次の各号に定めるところによる。

- (1) 乗車を開始する際は、有効な乗車券を係員に提示して改札を受ける。
- (2) 資料館に入館する際は、有効な入館券を係員に提示して改札を受ける。

(無札客等に対する割増料金の収受)

第20条 入場者・乗客・入館者が次の各号に該当する場合は無札客として入場料金・乗車料金・入館料金のほか、同額の割増料金を収受することができる。

- (1) 係員の承認を受けず有効な入場券・乗車券・入館券を所持しないで入場、乗車または入館したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、改札を受けないで乗車・入館したとき。
但し、乗客・入館者に悪意がなく、係員がこれを認める場合は、この限りではない。

- (3) 乗車券・入館券改札の際にその提示を拒むとき。
- (4) 第 18 条の規定によって、無効となる入場券・乗車券・入館券で入場・乗車・入館したとき。

(運転上の都合等による場合の料金の払い戻し)

第21条 入場者・乗客・入館者は次の各号に該当する場合は、社に対し各号に定める金額の払い戻しを請求することができる。

- (1) 社の都合によって運行不能、臨時休園などの事態が生じた場合、料金の100%。
- (2) 社の都合またはカートの不良によって高千穂駅～天岩戸駅の区間にて折り返し運転を行った場合、大人1名につき乗車料金 500 円。こども及び未就学児についてはその限りではない。

(気動車運転体験の利用者資格)

第22条 気動車運転体験については次の各号に該当するものは利用不可とする。

- (1) 中学生未満のこども
- (2) 心神喪失・心神衰弱、またはてんかん等の脳疾患を有するもの
- (3) アルコール又は薬物の影響により正常な判断が出来ないおそれのあるもの

(気動車運転体験の料金)

第23条 気動車運転体験の料金は次のとおりとする。

区分	運転体験料金 (円)
定期開催	20,000
臨時開催	30,000

(気動車運転体験の予約の解除)

第24条 気動車運転体験の予約の解除については前述の第 16 条に準ずる。

第3章 手回り品

(持ち込み禁制品)

第25条 次の各号に該当する物品はカート・資料館・TR-202 に持ち込んで서는ならない。

- (1) 別表 1 に掲げるもの(以下「危険品」という)および他の乗客・入館者に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 刃物(他の乗客に危害を及ぼすおそれのないように梱包されたものを除く。)
- (3) 暖炉およびこん炉
- (4) 死体
- (5) 動物(身体障害者補助犬もしくは盲導犬または社から持ち込みの承諾を受けた動物を除く。)
- (6) 不潔または臭気のため、他の乗客に迷惑をかけるおそれのあるもの
- (7) カートを破損させるおそれのあるもの

- ② 旅客が手回り品中に前項 1 号および 2 号の物品を収納している疑いがあるときは、その乗客に立ち合いを求め、手回り品の内容を点検することがある。この場合、点検の求めに応じない乗客は、乗車することができない。

第4章 営業規則の変更

(定型約款)

第26条 この規則は、民法第 548 条の 2 に定める定型約款に該当し、社と利用者との間で適用される契約条件を定めるものである。

(定型約款の変更)

第27条 社は、次の各号のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の定めに基づき、この規則の内容を変更することができるものとする。なお、社は、この規則を変更する場合には、変更後の規則の内容および効力発生日を、変更の効力発生日の 1 週間前までに、当社所定の方法により周知するものとする。

- (1) 本規則の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規則の変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の事情に照らして合理的なものであるとき

附 則

本規則は、2025 年 4 月 1 日より実施する。